

## 指 名 停 止 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：大林道路株式会社（法人番号4010601028815）  
業 者 の 住 所：東京都千代田区神田猿楽町2-8-8
2. 指名停止措置期間：令和7年3月5日から令和7年4月4日まで  
（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事 実 概 要：  
有資格者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和6年12月20日、国土交通省関東地方整備局長から監督処分（指示）を受けた。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内